

志賀原発敷地内 「活断層でない」

規制委 北陸電の主張認める

北陸電力志賀原発（石川県）の敷地内にある断層について、原子力規制委員会（以下「規制委」）は3日に開いた審査会合で、「活断層ではない」とする北陸電の主張を認めた。2号機の審査申請から8年半かかって活断層かどうかの議論に決着がついた。ただ、津波や火山の評価など多数の審査項目が残っており、審査の先行きは見通せない。

東日本大震災後に導入された新規制基準では、12万～13万年前より新しい時期の活動が否定できない断層

を「活断層」とする。活断層の上に原子炉などの重要施設を設置できない。

この日の審査会合では、北陸電が敷地内の断層10本を例に、断層がある岩盤の上に12万～13万年前以前に堆積した地層があるなどとして、いずれも活断層ではないと説明。規制委は「おおむね妥当な検討がなされている」として北陸電の主張を認めた。

北陸電は2014年8月に再稼働に向けた2号機の審査を申請。15年に規制委の有識者会合が、建設当時

の地層のスケッチなどをもちに「活断層である可能性が否定できない」との見解をまとめた。活断層ではないことを北陸電が立証できなければ、廃炉になる可能性があった。

審査を担当した石渡明委員は「（15年当時）データが決定的に不足してい

た。その後の調査で膨大なデータが出され、評価し直したところ、将来活動する可能性がある断層ではないと判断できる証拠がたくさん得られたということだと思ふ」と説明した。

北陸電は、断層の上の地層ができた年代から断層がいつ動いたか説明する「上

載地層法」だけで活断層でないことを立証しようとしたがうまくいかず、断層を横切る鉱物脈の古さをもとに活断層でないことを示す「鉱物脈法」も取り入れて説明を試みた。追加のボーリング調査も必要になり、審査が長期化した。

（山野拓郎、佐々木優）